



島根県報

令和6年12月13日（金）

号外 第 120 号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更（2件）	（道路維持課）	2
道路の供用開始（2件）	（ ” ）	4

告 示

島根県告示第711号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和6年12月13日

島根県知事 丸山達也

道路の種類	路線名	道路の区域				管轄する地方機関の名称	備考
		区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長		
県道	外園高松線	出雲市下横町560番6地先から同町431番1地先まで	前	メートル 9.90～ 15.00	メートル 148.00	出雲県土整備事務所	拡幅
			後	メートル 9.90～ 28.00	メートル 148.00		

島根県告示第712号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和 6 年12月13日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	道路の区域				管轄する地方機関の名称	備考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員	延長		
県 道	津和野須佐線	鹿足郡津和野町中曾野 928番4地先から同1148 番地先まで	前	メートル 7.15～ 13.50	メートル 148.29	益田県土整備 事務所津和野 土木事業所	拡幅
			後	10.60～ 19.14	148.29		

島根県告示第713号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和 6 年12月13日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	掛合大東線	雲南市三刀屋町多久和679番1地先から同677番2地先まで	メートル 231.00	令和6年 12月13日	雲南県土整備 事務所	

島根県告示第714号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和6年12月13日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	浜田作木線	邑智郡邑南町高見465番3地先から同1395番1地先まで	メートル 87.00	令和6年 12月23日	県央県土整備 事務所	
〃	〃	邑智郡邑南町高見1387番4地先から同町和田1658番2地先まで	120.40	令和6年 12月23日		
〃	津和野須佐線	鹿足郡津和野町中曾野928番4地先から同1148番地先まで	148.29	令和6年 12月13日	益田県土整備 事務所津和野 土木事業所	